



長居検査員。おはようございます。
昨年度、検査時の「注意・改善すべき事例」を
紹介していただきましたが、
中間検査時に見受けられた事例はございますか？



はい。ありますよ。
でも、これから紹介する事例は、検査員の立場というより、
監督員のプロセスチェック等で気付くべき事例ですが、
それでも、よろしいですか？



構いません。その事例を教えてください。



中間検査は、通常、最初から工事現場事務所で書類検査を行い、
その後、引き続き現場確認となりますよね。



そうですね。
私も、中間検査は、最初から現場事務所に行きますが、
中間検査時の事例って、どのような事ですか？



工事現場事務所へは、発注者の公用車に同乗し、
駐車する場所は、一般的に、建設業の許可票や施工体系図等を
現場に掲げている「掲示板」の前付近が、多いかと思います。

私は、駐車直後に、現場に掲げている「掲示板」の
建設業の許可票や施工体系図等を、覗き見る場合があります。



あれっ？ 「掲示板」関係は、第1 評定者であり、
工事検査員の範疇外ですよね？



若井検査員の言うとおり、検査員の範疇外ですが、
特に、監督員が若手職員の場合、
指導・助言を兼ねて、確認する場合があります。



そういう事でしたか。分かりました。
では、具体的に教えてください。



1 点目は、掲示板の設置位置についてです。
「工事関係者及び公衆の見やすい場所」に掲げなければなりませんが、
特に、『公衆の見やすい場所に掲げていない』ことがあります。



工事現場事務所敷地内に掲げているのに、ダメなんですか？

改善が必要な場合とは、「掲示板」の位置が、例えば、工事現場事務所敷地内の奥に、公道から離れて設置し、かつ、夜間・休日は、敷地内への進入を制限している場合です。



わかりました。そのような「掲示板」位置では、「公衆の見やすい場所に掲げた」ことに、なりませんよね。改善方法は、公道等付近の「公衆の見やすい位置」にも、「掲示板」を設置すると良いですね。

2点目は、「建設業の許可票」の許可年月日の期限切れや「労災保険関係成立票」の注文者の氏名が、間違っていたり、工事名・地区名が異なっている場合があります。



それって、監督員が、段階確認時やプロセスチェック時に気付かなければなりませんよね。

監督員のチェック不足もありますが、社内検査員も、チェックしていないことになります。社内検査員は、共通仕様書「1-1-24 社内検査」記載のとおり、『出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり社内検査を行う』ことになっていますので、総合的に社内検査を実施する必要があります。



ありがとうございます。
次回も、同様な事例を紹介してください。

今回は、路体・路床工における現場密度結果が、承諾願の最大乾燥密度に対し、「100%超え」となっていた事例を紹介します。



●本日のポイント

公共工事の主な工事標識や看板は、建設業法等で掲示が定められている標識・看板及び準ずる標識・看板に分かれます。

「建設業の許可票」・「労災保険関係成立票」・「施工体系図」・「作業主任者」・「工事名表示板」等や、工事によっては、「建築基準法による確認済」を掲示しなければなりません。

特に、「建設業許可票」・「施工体系図」は、『公衆の見やすい場所』に掲げなければなりません。工事によっては、「建築基準法による確認済」は、『工事現場の見やすい場所』に掲示しなければなりませんので、注意してくだ

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(ナガイ)検査員



：若井(ワカイ)検査員